

常滑武豊衛生組合人事行政の運営等の 状況の公表に関する条例

平成 17 年 10 月 11 日
条 例 第 1 号

改正

平成 18 年 5 月 26 日 条例第 3 号 平成 27 年 12 月 21 日 条例第 3 号
令和 5 年 2 月 20 日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）
第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に
関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第 2 条 任命権者は、毎年 10 月末までに、管理者に対し、前年度
における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者
が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職
員及び非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する
短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係
る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況

- (8) 職員の退職管理の状況
 - (9) 職員の研修及の状況
 - (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
 - (11) その他管理者が必要と認める事項
- (愛知県からの報告)

第4条 管理者は、毎年10月末までに、公平委員会の事務を委託している愛知県から、前年度における業務の状況のうち、次に掲げる事項について報告を受けるものとする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
 - (2) 不利益処分に関する審査請求の状況
- (公表の時期)

第5条 管理者は、第2条の規定による報告及び前条の報告を受けたときは、毎年2月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第6条 前条の公表は、公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

2 前項の掲示場は、次に掲げる場所とする。

- (1) 常滑市役所前掲示場
- (2) 武豊町役場前掲示場
- (3) 組合のホームページ

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年5月26日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月21日条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条

第 2 号の改正規定は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の施行の日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 2 0 日条例第 2 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。